

石清水八幡宮と神仏分離

——近代京都における風景の一断面——

神 尾 登 喜 子

I はじめに

日本という国家にとっての近代という新たな時代の始まりをどこに設定するかは論は一様ではない。諸外国との条約締結にみることも可能であろうし、新政府の発足による国家体制の一新がなされた明治元（1868）年にみることも可能である。本論文では、前年の慶応3（1867）年12月9日王政復古の大号令にその始まりを設定しておくこととした。斯かる朝廷改革の第一歩において、そこに企図された近代的な天皇制が古代律令天皇制の中から何を再度抽出し直し、何を新たに組み立てようとしたのかを考察することが、本論文の目的である。その際、一つの手がかりとして神仏分離の宗教政策を基本としてみたい。

このことは、京都とその近郊の近代化の根幹に関わる事柄でもある。千年を越える皇都は、天皇の東征によって変化を余儀なくされた。それを最も見えやすくしているのが都市の風景である。都市の風景は、その自然的空間を意味づけ解釈し再構成した文化的なシステムといえる。その中心は街路や建築物などの人工的な構築物である。それを装置と言い換えてもよい。都市は、様々な政治的、文化的な装置の集積である。そこに都市的景観が生まれる。そうした景観が都市の建設と破壊によって短期間に変化するのに比して風景は比較的安定しているといえる。いずれにしろ、景観はいうまでもなく風景もまたそれを見る人間の視覚に重きが置かれる。それらに対して、人間を取り巻く自然と人間の営みが不可分のものとして認められるものをランドスケープと呼ぶことができる。

ランドスケープは都市的空間と自然的空間が一体となって造りだされる。「ドイツ語や英語のランドスケープは、もともと人と土地が共にあるという共同体に由来している」¹⁾といわれるところである。そのような意味において、わが国の鎮守の森は、人工の森という側面だけではなく、長い年月にわたって風土そのものが造り上げてきた自然としての森という側面を抜きにしては成り立ちえない。古代よりの皇都であった京都は、神道や仏教など宗教の中心地でもあった。それらの社寺の建造物や境内の森は京都のランドスケープの特質をつくり出していた。

このようなランドスケープのデザインは、風土的特性の生み出す自然とそれに依拠する自然観や宗教観、美意識などの歴史的・文化的な特質において求められる。斯かる問題において、近代京都とその近郊の都市的空間の成立には、ここに論じようとする神仏分離の問題も関わってくるにちがいない。

Ⅱ 神道国教化への模索

近代の到来において、何処よりも奈良・京都はその変革が迫られた。国家の御一新なるものが政治的な出来事にとどまらず、より歴史的に深いところで問題となるのは精神的、文化的な領域である。ことに文化の中心に位置する宗教の御一新は極めて急進的であった。それは天皇制との関わりを有することにおいて、我が国の近代の本質にふれる事柄であるといえる。そこに古代律令制以来の天皇制のあり方を改めて問い直す問題が潜在している。すなわち、神仏分離の宗教政策である。それは政治的要請に従って提起されたものではあるが、我が国の精神、国家の理念に根幹に関わるものであった。その先駆けとして、慶応3年11月17日には、「太政官達」として次のような内容が公示される²⁾。

太政官達 慶応三年十一月十七日

政権之儀、武家へ御委任以来、数百年、於 朝廷廃絶之旧典、即今難被為行届儀者、十日之所視候、乍去被 聞食候上ハ、神祇官ヲ始、太政官夫夫旧儀御再興之 思召ニ候間、何レ八省其外寮司之内へ、諸藩ヲ被為召加、年年交代可有勤仕、細目之儀者、追追可被仰出、朝廷御基本ニ被為在候間、右ニ基キ見込言上可有之思召候事、

神祇官及び太政官の再興がここに宣言されるのである。

『明治天皇紀』の録するところによれば、その数週間後、慶応3年12月9日、王政復古の大号令が渙発される³⁾。次年慶応4年3月8日には、「神武天皇畝傍山東北陵に奉幣使発遣の儀あり、上卿は権中納言愛宕通祐、奉行職事は藏人頭左中弁甘露寺勝長なり、仍りて巳の半刻陣の儀あり、通祐勅使として発向す、乃ち紫宸殿に出御、御拜あり⁴⁾」と記されるように、神武天皇陵への奉幣が行われるのである。さらに、『明治天皇紀』同年3月13日条に、

大政武門に帰せしより、上代祭政一致の制乱れ、神官の官位等挙げて之を執奏家の手に委ねられしが、今や王政復古し、神武天皇創業の初めに復れるを以て、祭政一致の制亦古に法り、先づ神祇官を再興し、諸祭の典儀を興さんとす、仍りて此の旨を諸国に布告し、且諸家執奏配下の事を止め、普く天下の諸神社、神主・禰宜・祝・神部に至るまで、之を神祇官に附属せしむるを以て、官位を始め諸般の事務は之を同官に稟申すべく諭す、尋いで十七日、従来僧形を以て別当若しくは社僧等と称して神社に奉仕せる輩を復飾し、僧位・僧官を返上せしめ、之を欲せざる者は別に上申せしむ⁵⁾、

とある如く、神武天皇の創業に復帰することと併せて、神祇官の再興と社僧の廃止を明確にする。祭政一致の古制に復るためである。

慶応4年3月13日に次のような太政官布告が発せられる。

太政官布告 明治元年三月十三日

此度 王政復古神武創業ノ始ニ被為基、諸事御一新、祭政一致之御制度ニ御回復被遊候ニ付テ、先ハ第一、神祇官御再興御造立ノ上、追追諸祭奠モ可被為興儀、被 仰出候、依テ此旨五畿七道諸国に布告シ、往古ニ立帰り、諸家執奏配下之儀ハ被止、普ク天下之諸神社、神主、禰宜、祝、神部ニ至迄、向後右神祇官附属ニ被 仰渡間、官位ヲ初、諸事万端、同官へ願立候様可相心得候事

但尚追追諸社御取調、并諸祭奠ノ儀モ可被 仰出候得共、差向急務ノ儀有之候者ハ、可訴出候事⁶⁾、

太政官布告は、神社の統括を全て寺院を離れて神祇官に移すもので、神仏分離の第一歩であつ

た。さらに、『明治天皇紀』同年3月14日条に録するごとく「天皇紫宸殿に御し、公卿・諸侯以下百官を率ゐて親ら天神地祇を祀り、国是五箇条を誓ひたまふ」⁷⁾ こととなる。その最終局面が、神仏分離の制であった。太政官布告の四日後に、全国の神社で、別当、社僧などの還俗が命じられた。

神祇事務局ヨリ諸社へ達 元年三月十七日

今般王政復古、旧弊御一洗被為在候ニ付、諸国大小ノ神社ニ於テ、僧形ニテ別当或ハ社僧杯ト相唱ヘ候輩ハ、復飾被 仰出候、若シ復飾ノ儀無余儀差支有之分ハ、可申出候、仍此段可相心得候事、

但別当社僧ノ輩復飾ノ上ハ、是迄ノ僧位僧官返上勿論ニ候、官位ノ儀ハ追テ御沙汰可被為在候間、当今ノ処、衣服ハ淨衣ニテ勤仕可致候事、

右ノ通相心得、致復飾候面面ハ、当局へ届出可申者也⁸⁾、

次いで、本格的な神仏分離の事が神祇官事務局より達せられた。

神祇官事務局達 元年三月二十八日

一中古以来、某権現或ハ牛頭天王之類、其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候、何レモ其神社之由緒委細に書付、早早可申出候事、

但勅祭之神社 御宸翰 勅額等有之候向ハ、是又可伺出、其上ニテ、御沙汰可有之候、其余之社ハ、裁判、鎮台、領主、支配頭等へ可申出候事、

一仏像ヲ以神体ト致候神社ハ、以来相改可申候事、

附、本地杯と唱へ、仏像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘、仏具等之類差置候分ハ、早々取除キ可申事、

右之通被 仰出候事⁹⁾、

『明治天皇紀』慶応4年3月28日条には以下のように記される。

令して神仏の混淆を禁ず、其の略に曰く、中古以来某権現又は牛頭天皇と称する類、其の外仏語を以て神号に加ふる神社は其の由緒を裁判所・鎮台・領主・支配頭に録上すべし、勅祭の神社、其の有する所の宸翰・勅額等を稟申して後命を待つべし、又仏像を以て神体とせる神社は爾後之を更革すべし、且本地等と称し、仏像を社前に掛け、或は鰐口・梵鐘・仏具等の類を備ふるものは速やかに除去すべしと、抑々王政復古は神武の古に復するを趣旨とするを以て、政府は著々祭政一致、旧儀再興の実を挙げんとし、既に神祇官を再興し、諸祭典を復興すべきことを令し、(中略) 仏教排斥の声所在に起り、世人、往々朝旨廃仏毀釈に在りと誤解する者あるに至れり¹⁰⁾、

上記の文面をそのままに解釈するならば、本地垂迹以来の社寺の融合を分離しその性格を明確にしたに過ぎない。斯かる発令は、王政復古という御一新にあたって日本という国家が求めた往古への回帰であったといえよう。宮地直一氏が戦時下に著した『神祇史大系』では一連の制度再興について次のように見る。

神武天皇の往昔に溯りて肇国の精神に則るを理想とせし復古の大業に於て、神祇の尊重を第一義となし、はいふまでもなし。即ち先づそのかみの神祇官を再興して祀典の制を確立すると共に、神社を上代純真の姿に復帰せしめて固有の使命の達成を期する等、国家神道の主流に棹さして、祭政一致の実を挙げんとし、此に百事の更新せらるべき時運を将来せり¹¹⁾。

宮地氏が当該書を著したのは、極めて神道が歪曲された時期であると考えた必要性はあるだろうが、従来の神仏混淆を分離することで新たな国家にとっての支柱となる宗教の確立という視点からすれば、的確な分析であるといわねばならない。換言するならば新たな近代国家における宗教の再編で

あったといえる。藤井学氏は維新政府における神仏分離政策の経緯について次のように解説する。

維新政府の宗教政策は平田篤胤・矢野玄道・大國隆正・樹下茂国・六人部是香など鎗々とした復古神道系の神道家たちの影響下に置かれていた。復古神道とは宣長の没後の門人、平田篤胤によって大成された神道説で、その特色は儒教と仏教に対する鋭い批判、習合神道の否定、この批判の上に惟神道の確立を主張するところにあった。この平田派神道家が政府の宗教政策を通じて目指したものが、神仏分離と神道国教化への道であった¹²⁾。

篤胤の説くところの眼目は「俗神道大意」にみえる。いわゆる両部神道、唯一神道などを俗神道と呼び、儒仏の道が伝来する以前の古道に回帰することを主張する。

空海諸道ニ通達シテ、神道ノ奥義ヲキハメ、コノ両部神道ヲ中興セリ。嵯峨天皇コレヲ叡感アツテ、両部神道ト云号ヲ下シ賜ハツタナドアル。是ハミナ空言ナル事論ハナク、サテ其説ザマハ、神儒仏ノ三教ノ、勝ヲ取テ劣ヲ捨ルナド云テ有レドモ、コレハ故翁ノ玉ガツマニ、マヅ三教ノ勝ヲ取ルトハイヘドモ、其説ル事ドモヲ見ルニ、タゞ儒ト仏トヲノミ取テ、神道ノ意ヲ取レル事ハ更ニナシ。凡テ仏ノ道ヲ専トシテ儒ヲマジヘ、カクテ神道ハ、タゞ書紀ノ神代巻ノ、天地ノ初発ノ所ノ潤色ノ漢文ト、国常立ナド神ノ御名ヲ、ヨリヨリ出セルバカリニコソアレ、其道意トテハ露バカリモ見エズ、争デカコレヲ神道ト名ヅクル事ヲ得ム¹³⁾、

これは要するに、「儒ノ道仏ノ道ハアダシ国ヨリ渡リマウデ来ツル道ニシテ、神ノ道ゾ皇国ノ本ノ道ナレバ」¹⁴⁾ということである。

このことはまた、いわゆる唯一神道に対する批判として示される。すなわち、吉田家二十一代の祖、ト部兼俱について、「マタ十八社ノ社務職ニ任ジ、天下ノ諸社ノ執奏スベキヨシ、延長五年ノ勅定ト偽リ」¹⁵⁾と吉田家が執奏であることを難じている。神祇の四姓、王氏、中臣氏、斎部氏、ト部氏のうち、特に四十余代にわたって神祇伯の職にあった王氏、すなわち白川家に対抗して、「神祇管領長上」と称し、各社の神位を授け、神官に位階齋服の忌状を授与していたことに対する批判である。

このような篤胤流の影響のもとにおいて、明治2年7月8日には官制が改定され神祇官及び太政官が置かれる。『明治天皇紀』の同日の記事には、「職員令を定め、新に神祇・太政二官を置き、神祇官を太政官の上に班せしむること」¹⁶⁾と記される。この二官の設置にこそ、近代の神道国教化への一つの達成を見ることができうる。さらなる達成は、明治3(1870)年正月3日に出された「大教宣布詔」である。斯かる詔は次のような内容である。

朕恭惟 天神 天祖立極垂統 列皇相承継之述之祭政一致億兆同心治教明于上風俗美于下而中世以降時有害隆道有顯晦(治教之不洽也久)矣今也天運循環百度維新宜明治教以宣揚惟神之大道也因新命宣教使布教天下汝群臣衆庶其体斯旨¹⁷⁾

藤井氏は、「大教宣布詔」及び、この次年明治4年に出される「大教要旨の宣布」の目的について「神道による国民意識の統一にあった」¹⁸⁾とみる。他方では、「平田派国学者に指導された神道国教化政策は、大きく後退」する。その根幹には、以下の事由があった。

近代化に逆行する祭政一致の政治理念や、復古神道の思想のもつ排他性が、現実にはいろいろの矛盾や摩擦を生み出し、一方で、信仰の自由を求める民衆や僧侶の抵抗、キリスト教排斥に対する諸外国の避難が高まり、更にそれにもまして、すでに上からの急速な近代化が避けえない政治課題となっていた明治政府にとって、平田派国学の思想を具体的政治指導理念として維持するには、あまりにも無力であったからである¹⁹⁾。

しかしながら、近代国家への指向の中であって、その中枢に祭政一致を体現する神祇官が大きな位置を占めることで、新たな混乱を生んでいくこととなる。『明治天皇紀』明治4年8月8日条に

は、神祇官の神祇省への改定が記される。

神祇官を改めて神祇省と為し、之れを太政官の被官と為す、神祇官は大宝令の旧制を復活したるものにして、太政官の上に班し、恰も王政復古の趣旨を代表せるものの如くなりしが、其の勢力大に伸び、又往々新思想と扞格して新政府の累を為すのみならず、神官の為す所又黨同伐異の弊黜しとせず、為に所在囂々として之を難ずるに至れり、是に於て其の勢力を殺ぎ、且諸省との平衡を保たしめんとして、之を改めたるものの如し²⁰⁾、

新政府による官制改革において、慶応4年1月の第一次官制として宗教担当の神祇科が置かれたが、閏4月に神祇官となった。翌年7月の官制改革で神祇官は太政官の上とされ、古代律令制のごとき祭政一致の復古色の濃い官制となった。王政復古の理念の中心が祭政一致にあることで新たな政治的な勢力図を生んでいくこととなったのが神祇官の再興である。その累を除くために神祇官の制を改めたのである。そこには、近代という時代が本質的に求めた要求との誤差があったということもできようか。極めて熱狂的な神道哲学を内包する平田神道を基本においた近代国家における祭政一致は、僅かな時間に変容せざるを得なかった。

日本の文化において、宗教は極めて多様である。中でも明治の近代化にあたって、王政復古を提唱する上で礎とした神仏分離は、一面では神道の国教化政策でもあった。それは、維新政府における政治理念において、斯くあるものとして連綿と続く皇統を承け継ぐ明治天皇の御代の立体的な造形であった。それと共に、大政が奉還されることは、つとめて古代的な律令天皇制に則ることが求められた。その根幹には、実存性の疑議は別にして人皇第一代神武天皇、人皇第十代崇神天皇への近代当初における歴史的な回帰である。

大教要旨の宣布が、「神武天皇鴻業ヲ創造シ玉ヒ 崇神天皇四方ヲ経営シ玉フ」と、新たな明治天皇の御代が回帰すべき皇統として神武天皇及び崇神天皇に求めることは、「御一新」に始まる近代という時代を創造する「ハツクニシラススメラミコト」²¹⁾なる格付けを明治天皇に付与する企図があったというべきであろう。そして何よりも、彼の天皇によって天神地祇が祀られている点こそが、大教要旨の中に引用された主たる眼目であった。それは、古代律令制に則した神祇官制度設置の再興そのものであったといわねばなるまい。

しかしながら、新たな御代の形成にあたって、古来よりの伝統的な宗教としての神道に国家統治の理念を求めたことが、新たな精神的文化的な混乱を引き起こしていくこととなる。政治を文明と捉えうるならば、文化と文明の衝突が、結果的に、神仏分離という宗教政策の本質を曲解することを招いたのだといえなくもない。斯くして、近代以降の神社と寺院の確執は開始された。ここには、いわば近代日本における国家政策に誘発された宗教的アイデンティティの喪失があるとみてよい。

Ⅲ 宗教改革という維新——石清水八幡宮の葛藤——

神仏分離の宗教政策は、とりもなおさず神社社域の召し上げや神号変更、社名変更、寺院の廃絶、仏像や教典などの破棄、僧侶の還俗を余儀なくされる結果となった。発令と共に、歪曲された仏教の否定が近畿圏では殊更に早い反応を示す。『明治天皇紀』にも記される滋賀県日吉神社の事例は、暴動とさえいえる行為である²²⁾。これは「山内騒擾」「一山の騒動」とみられているが、それに匹敵するのが、石清水八幡宮の廃仏毀釈であった。慶応4年4月24日、石清水八幡宮などに神号改変の「太政官達」が出される。

太政官達 明治元年四月

此度大政御一新二付、石清水、宇佐、筥崎等、八幡宮大菩薩之称号被為止、八幡大神ト奉称候様被 仰出候事²³⁾、

この通達について『明治天皇紀』には「石清水・宇佐・筥崎等八幡宮に菩薩号を冒さしむるを停め、八幡大神と称せしめ²⁴⁾」とある。少なくとも、天皇紀に記されるべき事柄の一つであった。明治政府の宗教政策はそれまで行われていたわが国の神仏習合の基本を根底から覆そうとするものであった。

八幡宮大菩薩の石清水八幡宮鎮座の事は、詳しくは、「貞観五年正月十一日、建立座主大安寺伝灯大法師位行教」の署記を有する「石清水八幡宮護国寺略記」に録されている。『朝野群載』「卷第十六仏事上」に載せるのは次のような縁起である。

三所大菩薩移坐此男山峯即奉安置御体縁記

右行教(俗称紀氏)専為業修行。久送多年矣。而間恒時欲奉拜大菩薩也。爰以去貞観元年参拜筑紫豊前国宇佐宮。四月十五日参着彼宮。一夏之間。祇候宝前。昼転読大乘教王夜誦念真言密教。六時不絶。奉廻向三所大菩薩也。九旬已畢。欲皈本都之間。以七月十五日夜半大菩薩於行教示仰宣。吾深感応汝之修善。敢不可忍忘。須近都移坐鎮護国家。汝可祈請者。行教歡喜之淚滿眼。瞻仰之慎弥倍。即始自彼十五日。昼夜片時不絶。奉祈請。以同月廿日京上。八月十三日到来山崎離宮辺。寄宿之間。更倍信心。祈願申云。伏蒙示現者。同廿五日夜被示云。吾移坐近都。為鎮護王城也者。即撰何処。可奉安置宝体。願垂示現給云々。以即夜示宣可移坐之処上。石清水男山之峯也²⁵⁾。

さらに、勅使が下され正殿及び礼殿が造立されたことが記されている。

爰以同九月十五日。下勅使。令実檢点定参上。次下宣旨木工寮令勘申御殿六字材木支度等。即以寮権允橘良基。令造立六字宝殿(三字正殿。三字礼殿)。已了。奉安置三所御躰了。其間靈驗自施。²⁶⁾

この「略記」について、西田長男氏は、「長徳元年以仲春之比、権寺主大法師平寿」の署記を認むる「石清水遷座略縁起」との比較検証に基づいて、「平寿の縁起が行教のそれを本としたものであるのはもとよりながら、その本としたものは、行教の名をもって記された『石清水八幡宮護国寺略記』ではなく、この略記がまたよったと思われる、『原』行教の縁起であつたろうということである²⁷⁾」と論じている。ここに石清水八幡宮の根本縁起を見いだすことができよう。

石清水八幡宮の史書における初見は、『日本三代実録』貞観3(861)年5月15日条である。

十五日戊子。遣使者於京名神七社。奉幣祈雨。告文曰。天皇詔旨掛畏八幡大菩薩乃広前仁申賜_{啓止}申久。(中略)自余社告文准此²⁸⁾。

鎮座の翌年の事である。賀茂下上、松尾、稲荷、平野、大原野、梅宮などの諸大社の順序に従う慣例に違い石清水の告文のみを掲げ、自余の社に関するものはこれに准ずるとしたのである。

次いで『日本三代実録』貞観7年4月17日条には次のように載せる。

十七日丁卯。遣從五位下木工権助和氣朝臣彝範。向石清水八幡大菩薩宮。奉楯矛并御鞍上。告文云。天皇詔旨掛畏石清水坐八幡大菩薩乃広前申給止申久。新宮構造_{天波}楯矛及種々神財可奉出。而神財_且奉出_{已止}畢_{太利}。楯矛并御鞍等_乎奈毛_{利介留}。此乎今造飾_天。礼代大幣帛_乎令捧持_天。使木工権助從五位下和氣朝臣彝範差奉出給_布。(中略)天皇朝廷_乎宝位無_{動久}。堅石常石_尔。夜守日守_尔護幸_{啓止}。天下国家無_{事久}護助給_{啓止}。恐恐_{美毛}申賜_{被久止}申²⁹⁾。

この度の神宝奉納は、石清水八幡宮に並んで平野社と太政大臣の東京第の宗像社にも奉幣使が派遣されているが、奉幣使の官位にもかかわらず「告文同石清水」とある。石清水をもって諸社の代

表としているのは貞観3年の奉幣の際と同様である。さらに、平野、宗像の両社と異なり石清水については、先に「新宮」が構造され、楯矛の種々の神財が奉られていたことが記されている。このことについて、西田長男氏は、その「新宮」が、「前記行教の縁起にみえるように、大菩薩・比咩大神・大帯(姫)命の三所御体を安置し奉った『三字正殿・三字礼殿』の、併せて『六字宝殿』から成ったいわゆる八幡造の形式を具備していた形式を事実を推測せしめるものではあるまいか。」³⁰⁾と論じている。石清水八幡宮は、貞観3年の奉幣使派遣に際し七名社の一として朝廷の祭祀としての崇敬を受けるに至っていたが、既に、大社の班に入れられるほどの規模を有していたとみられる。あるいは、「石清水八幡宮護国寺略記」が、貞観元年に、宣旨を下して木工寮の権允橋良基をして宝殿六字、正殿三字並びに礼殿三字を造立せしめたと記していることも同じ事を指していると思われる。

『日本三代実録』貞観18年8月13日条には次のように載せる。

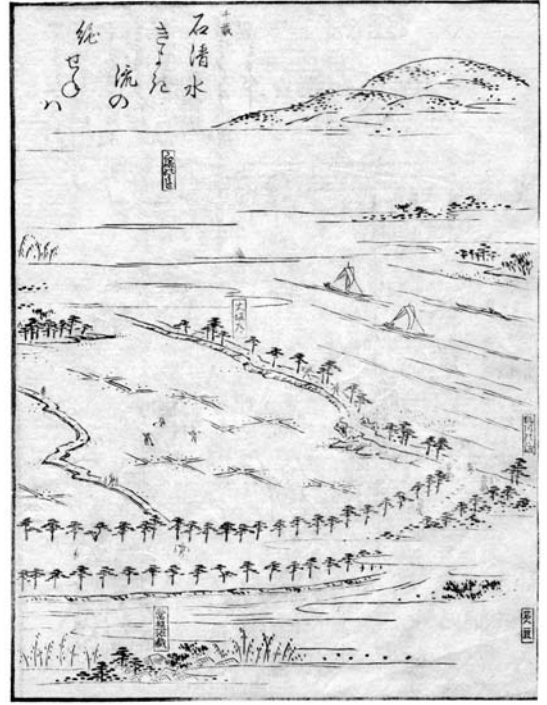
十三日丁巳。石清水八幡宮護国寺申牒稱。故伝灯大法師位行教。去貞観二年奉_レ為_レ国家_一。祈_レ請_レ大菩薩_一。奉_レ移_レ此間_一。望_レ請_レ准_レ宇佐宮_一。永置_レ神主_一。即以_レ從_レ八位_一紀朝臣御豊_一為_レ之。勅_レ從_レ之³¹⁾。

これは鎮座の経緯について明らかにするとともに、「石清水八幡大菩薩宮」をもって「石清水八幡宮護国寺」であることを明確にした。要するに、神社と仏寺を一体として朝廷の崇敬を受けるのである。神号が「八幡大菩薩」とされることと併せて神宮寺としての特質を有するといえる。

長暦3(1039)年に日吉社が加列されることによって「二十二社」の制が確立するが、石清水八幡宮は、すでに康保4(966)年に列に加えられ、中世期においては伊勢神宮とともに二所宗廟と並び称される。

このような経緯において、貞観元年に、山崎離宮辺の対岸、石清水男山之峯に六字宝殿が建立された石清水八幡宮は時代を追うにしたがって大規模となる。その祭祀様式は、宇佐に起こったものが踏襲されたが、神社の祭祀と寺院の仏事は、宇佐よりも石清水においてよりいっそう混淆した。中野幡能氏は「宇佐・由原・石清水の動きをみると、石清水に至って、完全に神仏が融合し神社界に新しい概念を創りあげたことになる。これが宮寺であり、この様式が、平安以後の宗教界に大きい影響を与えるのである。」³²⁾と論じている。宇佐に始まった八幡大菩薩信仰は石清水において完成をみることになる。大規模な社域は八幡造の神殿を中心として、鳥居をはじめとする神社様式の建築物を基本としながら、寺院の堂塔なども数多くみられ、神仏一体の壮観な様を呈することになる。

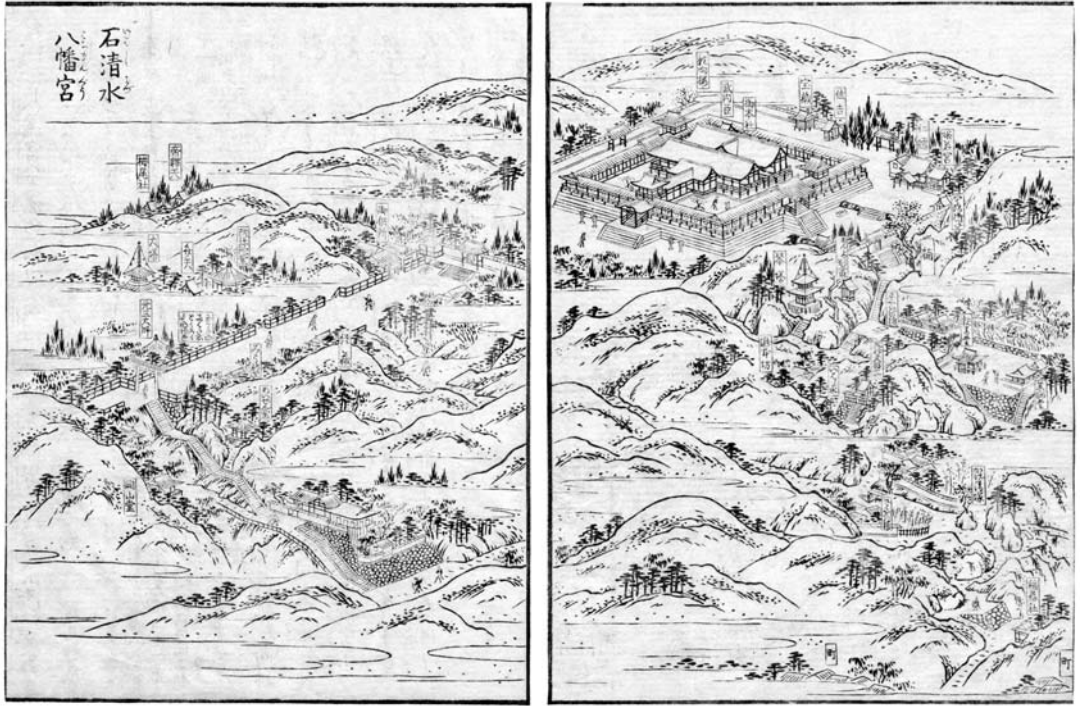
近世期には、それまでに荒廃していた寺社の再興、整備や新造が進められるなかで京都の寺社参詣が盛んとなる。石清水八幡宮もこの時期に復興を遂げ、新造されるなどが行われた。石清水八幡宮は、都の洛中洛外のみならず、江戸をはじめとして諸国からの参詣が行われる名所として認められてくる。その景観を広く知らせたのは「名所図絵」である。最初の京都案内記が出版されたのは、明暦4(1658)年の『京童』である。それ以降、名所案内の類の出版が相次いだが、なかでも、安永9(1780)年刊行の『都名所図絵』は現地踏査に基づく文章と挿絵によって圧倒的な評判を得た。政治的側面を別にして云えば、神仏分離に直面する石清水八幡宮をここにみる事ができよう。



出所)『都名所図絵』



出所)『都名所図絵』



出所)『都名所図絵』

『都名所図絵』は、「石清水八幡宮は王城の南にして行程四里綴喜郡男山鳩嶺に御鎮座あり」³³⁾と記す。それによると鎮座由来は以下のような内容である。

当山の御鎮座は貞観二年六月十五日和州大安寺の沙門行教和尚神殿を造営しけり行教は筑紫宇佐八幡宮に一夏九旬の間参籠して昼は大乗の経を読み夜は真言を誦して法楽せしに八幡宮御託宣あり我れ王城の近きに遷座して鳳闕を守護し国家を安泰なさしめんとたまひ其夜行教の三衣に阿弥陀の三尊現じ給へり沙門都に上つて此由を奏聞しければ朝廷大に悦ばせおはしまし遂に此山に神殿を営みて永く崇敬し給ふなり³⁴⁾

ここに記されるように、八幡宮の御託宣によって「阿弥陀仏三尊」の顕現がなされ、神殿に安置されたという。「略記」の説く「三所大菩薩」との相違は問わないとして、その鎮座由緒の奏上によって、当初より天皇の庇護のもとに造営されたものといえる。八幡宮の御託宣に「鳳闕を守護」するという如く、御所の守護をするのである。『都名所図絵』に「令幣使の御ときは唯一の神道にて諸事執行ありける」とされるように、石清水八幡宮は極めて仏教性の色濃いといえる。

八幡神三座は「石清水神社神仏分離調査報告」では、

東 御 前 神功皇后
中 御 前 応神天皇
西 御 前 比咩大御神

となっている³⁵⁾。これら八幡神について、宮地直一氏は「八幡宮が応神天皇なるとは、已にいへる如く、奈良朝の昔、既定の信仰として立派に承認せられ居るところなり。からして、さきに称徳天皇の朝には、皇位の継承に関する重大なる御祈をも受けられたるなり。さうして、歴代皇靈奉仕神社としては、唯一の存在なりき。」³⁶⁾と説いている。伊勢神宮に並んで石清水八幡宮が二所宗廟と併称される所以である。

『都名所図絵』に基づいて、社域における堂塔等について神仏を分けておけば、次の一覧となる。

神道関係	一鳥居，二鳥居，三鳥居，若宮（仁徳天皇），若姫宮（宇礼姫・呉礼姫），水若宮（ ^{仁徳帝弟} 宇治の皇子），上高良（武内大臣），下高良（ ^{高良王孫命} 藤大臣連保），安宗别当（行教和尚弟子安宗），狩[楯]尾社（大国玉命），稻荷社，若宮八幡，祇園，石清水権現社，疫神[盡]堂（八幡宮御旅所），住吉社，神馬舎
仏教関係	大塔（大日・多宝二尊），琴塔（毘沙門天），太子堂（南無仏・阿弥陀仏）， ^{護国寺} 薬師堂（薬師仏），阿弥陀堂（阿弥仏）， ^{成輪院} 元三大師堂， ^{極楽寺} 愛染堂（愛染明王），本地堂（阿弥陀仏・脇土観音・勢至）， ^{行教院} 宮本坊（行教住坊），瀧本坊（松花堂惺々翁昭乗住坊），開山堂（行教和尚像脇壇弘法大師・本覚大師像），庚申堂，不動堂，放生亭，帝釈天，弁財天，経蔵
神宮寺	^{神宮寺} 大乘院（千手観音・神功皇后〈神殿〉愛染明王〈方丈〉）

さらに、「石清水八幡宮神仏分離調査報告」から、仏教関係の寺院堂坊等の建築物をあげておけば次のようである³⁷⁾。

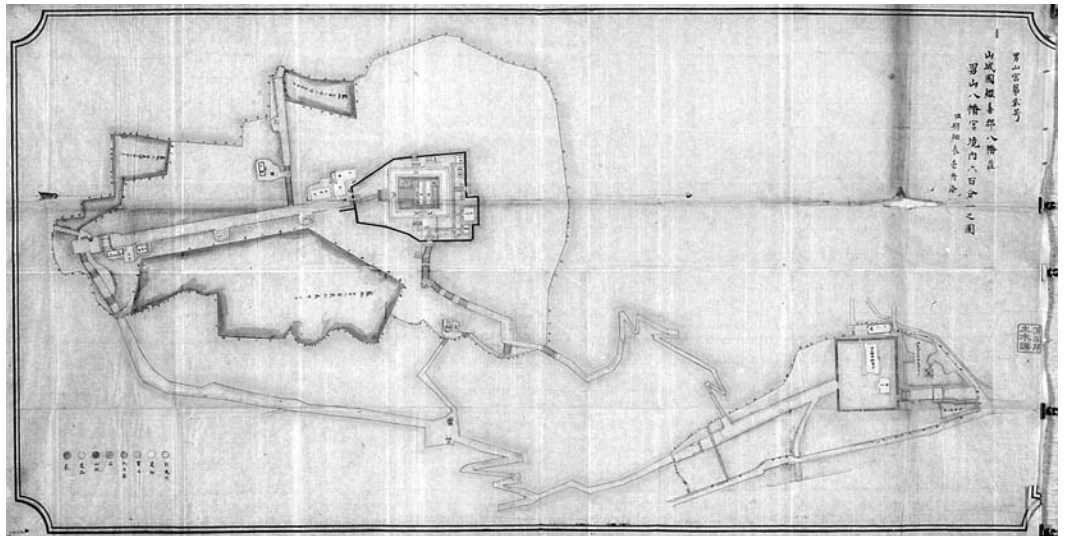
御築垣内	鐘	楼					
馬場前	蔵	経	元	三	堂		
西谷	八角	堂	弁	財	天	大	塔
南谷	愛	染	開	山	堂	多	聞
東谷	琴	塔	護	国	寺	観	音
	松	花	阿	弥	陀	胡	蝶
	橘	坊	椿	坊	石	経	蔵
	北	坊	白	壁	坊	鐘	楼
	萩	坊	塔	坊	太	子	堂
山下宿院	極	楽	寺	鐘	楼		
下院馬場前	放	生	亭	餌	磚	地	蔵
	真	如	院	庚	申	堂	谷
	弁	財	天	堂	祇	園	院
	大	乘	院	帝	釈	堂	
						高	坊
						正	明
						神	応
						乘	神
						観	音
						地	蔵
						鐘	楼
						大	石
						乗	神
						鐘	楼

これらの社域の建造物のうち幾つかが、慶応4（1868）年正月の鳥羽伏見の戦いにおいて消失する。新政府軍と全面的に衝突した旧幕府軍が石清水八幡宮の山下、放生川畔一帯を陣所とした結果である。そのために高良社、疫神[盡]堂、乗神宮寺、大乘院、神馬舎などが兵火で灰燼に帰した。

兵火の終息して後、石清水八幡宮では、還俗した社僧らによって宋国板一切経、大塔、八角堂、愛染堂、鐘楼堂等が売却される。その姿は「撤却可致事情ニ相成、右ニ随テ諸山魔僧還俗致、永護持有之品々、仏像仏具堂塔ニ至迄、欲心を以売立、金銀配当可致有様、実ニ魔界之如く、末世濁乱格之有様³⁸⁾であったという。社僧の冒売とも狼藉ともいえる所業はこの時期、極めて特別な事態ではない。また、商人による落札をも記されている。このような中で、鐘楼堂の鐘2つは「異国へ売払ニ相成、兵庫より積込候処、途中ニ而破舟、海中へ沈ミ候、実ニ不思議之有様也³⁹⁾という廃仏毀釈に関わつての伝説まで生んでいる。これは山上の社僧と山下の祠官との地位の逆転のすさまじさを表していよう。しかしながら、神仏分離の宗教政策の与えた影響は社僧側のみならず祠官側を含めて石清水八幡宮全体の存立そのものを脅かした。宗教的なアイデンティティの喪失とは、このようなことを意味してのものである。



出所) 八幡四境図 (石清水八幡宮所蔵)



出所) 『男山八幡宮境内六百分之一之図』 (『宮幣大社男山八幡宮明細帳』 収載, 石清水八幡宮所蔵文書)

Ⅳ 京都と石清水八幡宮という名所

明治政府の近代化政策が京都に与えた衝撃は、いうまでもなく宗教界のみならず、政治、経済を含む全領域にわたっている。様々な「建白」や「京都策」が立てられ、天皇東征後の京都の振興が図られた。そのなかで、明治3年、時の京都府勸業御用掛として登用された山本覚馬は筆墨などを扱う有力商人である鳩居堂の熊谷直孝と三井組の三井八郎右衛門、小野組の小野善助により設立された「京都博覧会社」と、内外に向けた博覧会を発企する。明治天皇の東京への遷御は、京都における旧来の公家社会や寺院や神社のみならず、工芸品をはじめとする伝統産業を崩壊の危機に陥し入れた。その危機的状況からの回復を目指す「京都博覧会」は、まさに京都の文明開化と経済的復興を目的とするものであった。

ことに、覚馬は明治6年開催の第2回京都博覧会に際して、外国人用ガイドブック『京都及び近郊名所案内』を作成する⁴⁰⁾。京都と琵琶湖周辺47箇所ほどのガイドブックであるが、その中心は外国人の入洛者への観光地としての社寺の紹介である。博覧会場を御所と西本願寺、建仁寺などとしたことと併せて、覚馬による京都案内の対象が社寺であることは、明治元年の神仏分離令により混乱と衰退の途をたどる社寺を改めて名所として見直すものであるといえる。その一カ所に取り上げられるのが石清水八幡宮である。“IWASHIMIZU IN YAWATA”と題して以下のような内容を載せる。

Iwashimizu in Yawata which lies in the southwest part of this city was built by Sheiwa Tenno for the worship of the great Emperor who reigned over this country ever as a god.

It is situated on the hill Yawata in the southwest of yodo, and you will see that hill from the boat which sail up the river from Osaka to Fushimi.

The building is very splendid and rich, and is called one of the temples dedicated to most worshiped persons in this country.

It is about four Ris from Sanjo in distance.⁴¹⁾

本名所案内の記す「この国を神として統治した偉大な天皇」「この国の最も崇拜される人々」とは、応神天皇であり神功皇后であり、石清水八幡社域に祀られる多くの神々である。前掲の説明によって、外国人が石清水八幡宮の本質を理解し得たか否かは判別しがたいが、日本という国が神としての天皇によって支配され、その天皇を祀ることと共に、人が神として祀られるという独特な宗教を有していたことだけは容易に理解される場所である。

当時、外国人は淀川を溯り伏見で上陸し、京都に入洛するという経路をたどる。ガイドブックにいう「この神社は淀の南西の小高い丘にあるため、淀川を大坂から伏見へ上る舟からも見える」とされるように、淀川河川のライン上のランドマークとしてあったのが石清水八幡宮であった。それは他ならぬ京都の入り口を象徴する名所である。

覚馬の作成したガイドブックは、それまでの京都案内の類を踏まえているとしても、極めて端的に各名所について銅版画を添えて紹介している。

京都の名所図会や絵図、案内記の刊行は17世紀中葉が一つの時期を画していたが、時代を下にしたがって詳細な観光案内が出版されるようになった。宝永3（1706）年貝原益軒による『京城勝覧』は、近江国大津を含む洛中洛外の名所旧跡を17日間かけて巡る日程が組まれている。特に、洛外については三条大橋よりの行程を記した詳細なものである。目録に「(十日) 八幡山にゆく道を記す。○此日の道のりゆき帰り八里。道遠し。朝早く出るがよしされども平道なり伏見淀より船に

も乗る」⁴²⁾とある。詳しくは次のようである。

▲十日 南

八幡山にゆく道をしるす。

○八幡 石清水八幡宮といふ山を男山といふ又鳩の峰ともいふ山城国南のはし河内の境にあり京よりゆくには東寺の前より上鳥羽下鳥羽を通り。納所を過淀にゆき小橋大橋をわたり。美豆の町を通り。八幡の町に入り放生川をこえ。八幡の御旅所を過て山上に登り。八幡宮にいたる。神殿に三座の神まします中は八幡。東は神功皇后。西は姫大神なり。神殿いかめしく美麗なり。日本にて四番の宮なり。第一日光東照宮。第二駿府浅間。第三和州多武峰。第四は此所なり。八月十五日放生会有。昨日都より勅使来り給ひ今朝山上より神幸に供奉したまひて下宮にて祭礼音楽有夜に入て山上に還幸なり祭礼こと所にかわり甚だ古雅なり山上の本社に上り下向には裏道より下りて石清水を見るべし其辺に瀧本坊あり其した護国寺に薬師堂あり。此所より上下の諸郡見えて遠景すぐれたり。山上にも山下にも高良のやしろ有。此山に大阪のかたより登るには。河内の葛葉の里を過て登る八幡山下の町より東に清水の里あり。其さきに男塚女塚あり。女郎花の名所なり。其所を通りて南のひきゝ山をこすを洞がたうげといふ。山城河内のさかひなり。是河内の山根道なり。八幡の町西八町ばかりに橋本町有。淀川のはたなり。是よどり枚方に行大道なり。橋本はむかひの山崎にわたる所なり。是より渡し舟に乗て山崎ごえ。山崎に宿して西の岡めぐもよし此事前の宇治の所につまびらかにしるせり。橋本の下に金橋あり。金川にわたせり。是山城河内のさかひなり。此橋は両国よりかくる。此里人は三国の鶏の声を聞といへり川むかひは摂津の国なり⁴³⁾。

洛外の景勝地たる八幡山めぐりの一文である。益軒の景勝地への視点を整理しておけば次のような事柄となる。

都から八幡までの行程

八幡入ってから八幡宮までの行程

御祭神の列挙

放生会の説明

社域行程の説明

大阪からの行程

周辺名所地案内

益軒が記す視点の転換は、大ランドマークと小ランドマークの結節点を設定することで展開していく。さらに時代を溯れば、都の内外の人々の石清水八幡宮への視点には、神道と仏教の混淆した信仰のダイナミズムを引き出している。

平安朝、任国土佐から帰京する際に記された紀貫之『土佐日記』（承平5年2月）には、以下のよう記されている。

十一日。雨いささかに降りて、やみぬ。かくしてさし上るに、東の方に、山の横ほれるを見て、人に問へば、「八幡の宮」といふ。これを聞きて、喜びて、人々拝み奉る。

山崎の橋見ゆ。うれしきことかぎりなし⁴⁴⁾。

ここにいう「八幡の宮」が石清水八幡宮である。貫之一行は山崎で上陸し陸路入京するという経路となる。約20kmが山崎と京の距離である。淀川河川上にあつて、石清水八幡宮は都と摂津の境目である。八幡の宮を遙拝できる地点まで来たことは、同時に一行の舟旅が終了することであり、貫之一行にとって「八幡の宮」を見ることは、土佐から都に帰り着いたことを意味する。通事的な側面からも斯かる神宮が、都と外部とを繋ぐランドマークであったと認められる。

近代における京都のある一地点から時間を逆行させることで、そこに認められ続けた不変的かつ、一貫した名所性を現代に明らかにすることは、ランドスケープを考えることである。石清水八幡宮の名所性は神仏混淆した宗教性を抜きにして成り立つことはない。都の内外の人々、近代における外国人をも含めて、石清水八幡宮は日本という風土を象徴的に具現化した神宮寺であった。それはとりもなおさず、社域の位置から見るところのランドマークそのものであった。

まとめにかえて

近代における、政治的な制度の転換は宗教の支柱と基軸を換骨奪胎させた。その最も根幹を貫いた王政への回帰は、社寺と朝廷との関係を新たな国家との関係として問い直し再構築することに他ならない。そのような動きが、歴史都市といわれる京都、奈良に代表される地では殊更激しかったといえる。ことに神仏分離によって社寺はその規模や建造物においても著しい変化を余儀なくされた。廃仏稀釈というべき激動において数多くの寺院や僧坊の破壊が行われた。その跡地は、僧坊を利用した外国人用ホテルへ転用された。あるいは、公園へ再利用された⁴⁵⁾。

いずれにしても、前近代の幕末まで、神社や寺院は広大な社寺域を有し、多くの堂塔が建立され京都という歴史都市は現在に至る。斯かる地は、政治都市であると同時に一大宗教都市として形成されてきたのである。それを権威付けたのが歴代の天皇による奉幣や参詣であった。石清水八幡宮の場合、朝廷の奉幣や神宝の寄進、天皇の参詣に他に例を見ないものがあつた。そこに行われたのが神仏混淆といわれる宗教行事であつた。特に、中世以降の武家による八幡神崇敬は、神仏混淆の色合いを強めた結果となつた⁴⁶⁾。神仏が分離されることで近代の信仰の風景が一新され、新たに再構築された。そのような祭政一致政策がもたらしたのは、寺院及び僧坊の破壊による神域の清浄化である。こんにちの石清水八幡宮は、幕末まで境内を造形してきた諸坊は消滅し八幡造の神殿を残すのみである。

神と仏とが共存する風景の刷新が、明治の神仏分離に他ならない。斯かる宗教政策にこそ、前近代と近代を切り結ぶ結節点があつたということができよう。

注

- 1) Anne W.Spirn × 武内和彦「対談 言語としてのランドスケープ」『科学』2002年5月号。
- 2) 村上専精 辻善之助 鷲尾順敬編『明治維新 神仏分離資料 巻上』東方書院、1926年、81ページ。なお、本記事について明治天皇紀は記していない。
- 3) 宮内庁『明治天皇紀 第一』吉川弘文館、1968年、557ページ。
- 4) 同上書、641ページ。
- 5) 同上書、645-646ページ。
- 6) 村上・辻・鷲尾(1926)、前掲書、81-82ページ。
- 7) 宮内庁(1968)、前掲書、647ページ。
- 8) 村上・辻・鷲尾(1926)、前掲書、82ページ。
- 9) 同上書、82-83ページ。
- 10) 宮内庁(1968)、前掲書、663ページ。
- 11) 宮地直一『神祇史大系』明治書院、1931年、206ページ。
- 12) 京都市編『京都の歴史 7 維新の激動』学芸書林、1974年、524ページ。
- 13) 平田篤胤全集刊行会編『新修平田篤胤全集 第八巻』名著出版、1976年、117ページ。

- 14) 同上書, 117ページ。
 15) 同上書, 186ページ。
 16) 宮内庁『明治天皇紀 第二』吉川弘文館, 1969年, 150ページ。
 17) 同上書, 248ページ。括弧内は、前掲書 2), 86ページにより補った箇所である。明治4年7月4日には「大教要旨の宣布」がなされる。全文を挙げておけば以下の通りである。

大教ノ旨要ハ神明ヲ敬シ人倫ヲ明ニシ億兆ヲシテ其心ヲ正クシ其職ヲ效シ以テ 朝廷ニ奉事セシムルニアリ教ノ以テ之ヲ導クコトナケレハ其心ヲ正クスルコト能ハス政ノ以テ之ヲ治ムルコトナケレハ其職ヲ效スコト能ハス是教ト政ト相須テ行ハル、所以ナリ今ヤ更始ノ時ニ方リ 神武天皇鴻業ヲ創造シ玉ヒ 崇神天皇四方ヲ経営シ玉フ 御偉績ニ基カセラレ時ニ因リテ宜ヲ制シ大ニ变革更張被遊候処大教ノ未タ狭治ナラサルヨリ民心一ツナラス其方向ニ惑フ是宣教ノ急務ナル所以ナリ夫人ハ万物ノ靈神明最モ惠顧シ玉フ所ノ者ナリ 天孫 皇太神ノ勅ヲ奉シ土ニ君臨シ之ヲ無字シ玉ヒシヨリ 列皇相承亦皆 太神ノ心ヲ以テ心ト為シ玉ハサルハナシ然而シテ太政ノ変更スル所アル者ハ世ニ古今アリ時ニ汚隆アルヲ以テノコトニテ元ヨリ斯民ヲシテ其心ヲ正クシ其職ヲ效シ以テ昏迷ヲ解キ終始仰テ依ル所ヲ知ラシメント期シ玉フハ 前聖 後聖其揆一也故ニ大教ヲ宣布スル者誠ニ能ク斯旨ヲ体認シ人情ヲ省テ之ヲ調撰シ風俗ヲ察シテ之ヲ提擧シ之ヲシテ感発奮興シ神賦ノ智識ヲ開キ人倫ノ大道ヲ明ニシ神明ヲ敬シ其惠顧ノ洪恩ニ負カス 聖朝愛撫ノ盛旨ヲ戴キ以テ維新ノ隆治ニ帰向セシムヘク候是政教一致ノ 御趣意ニ候事 (13) 同書, 491-492ページ)

- 18) 京都市編『京都の歴史 8 古都の近代』学芸書林, 1975年, 224ページ。

藤井氏は、同書において「国家神道」について、「国家権力と結合した神道という意味で、このことば自体は第二次世界大戦後生まれたものである。近代日本の始まりとともに、国家神道の形成は始まり、天皇が祭主となる天皇家の祖先神を中心として全国の神社が階層的に組織され、これへの信奉が国民道徳の規範であると、政府が戦前の国民に義務づけたところに、国家神道の果たした役割があった」と指摘する (223ページ)。

- 19) 同上書, 225ページ。
 20) 宮内庁 (1969), 前掲書, 521-522ページ。
 21) 『日本書紀』では神武天皇を「始馭天下之天皇」(233ページ)と記し、崇神天皇を「御肇 国天皇」(287ページ)と記す。『日本書紀』の引用は、小島憲之他校注・訳『新編 日本古典文学全集 日本書紀 ①』小学館, 1994年による。

徳重浅吉氏は『維新精神史研究』(立命館出版部, 1934年)において、「神武創業の精神」と題して、「維新草創期の日本を指導」する上で神武天皇を引き合いに出す点について次のように説く。

神武天皇奠都の詔として現はれてゐるものは、取りも直さず、日本建国の思想的完成期に於ける国民の理想を明示しているものであり、且つ疑ふ余地もなく神武天皇其人の御意志なりきとして長く国民の上に信奉せられて来たものである。而して国民思想変遷の長き流れに於て、最も強くその時を追懐し、その君を慕倣したのは云はずもがな、幕末維新である。それは取りも直さず幕末維新時代の国民には、神武建国の事業精神が特別な意味を以て崇敬せられてゐたことを物語る。別言すれば幕末維新の歴史は神武建国の精神が余計に働いてゐるといふことである。神武建国の精神は此の意味に於て維新改革の指導精神であらねばならなかつたといふ當為性を持つ (461-462ページ)。

- 22) 宮内庁 (1968), 前掲書, 『明治天皇紀』慶応4年4月1日条には、日吉神社神官の暴挙が以下のように詳述されている。

客月二十八日、神仏混淆禁止の令発せらるゝや、比叡山日吉神社社司神祇事務局権判事樹下茂国・同神社社司生源寺希瑯等、神仏分離のため神体調査の要ありと為し、同社三執行に社殿の鍵鑰の交付を求む、社僧白毫院之れを座主宮に啓して其の指揮を仰ぐにあらざれば交付すること能はざるを答ふ、是の日、茂国等、播磨国明石御崎神社・三河国猿投社・信濃国下諏訪社・同国ツ中島八幡宮・美作国天窟戸開社神職等四十余人及び坂本

村農民等を率ゐて日吉神社に至り、社殿を破壊し、大宮に於ては神体を除き、仏像・経巻・仏具等を焼棄し、二宮・聖真子・八王子・客人・十禪師・三宮社等に於ては尊体・本地仏・経巻・仏具・鰐口の類を焼棄し若しくは之を社家に携行す、為に山内騒擾するを以て、十日、布告して祠官の暴挙を禁じ、神社に在る仏像・仏具等の処分は稟請して後其の事に従はしむ、又十三日、延暦寺の僧徒を論して日吉神社の祭事に関ることなからしむ(665-666ページ)。

また、『新編 明治維新神仏分離史料 第七巻 近畿編(一)』(名著出版、1983年)には、「比叡山日吉権現神改め」について、鷲尾順敬氏により比叡山と日吉神社双方の往復問答書簡が略述されている(15ページ)。

- 23) 辻善之助 村上専精 鷲尾順敬編『新編 明治維新神仏分離史料 第七巻 近畿編(一)』名著出版、1983年、83ページ。

石清水八幡宮の名称は、1918(大正7)年に元の名称に戻された。

- 24) 宮内庁(1968)、前掲書、682ページ。

- 25) 黒板勝美・国史大系編修会編輯『新訂増補 国史大系 朝野群載』吉川弘文館、1938年、392ページ。

『石清水八幡宮編年史』には、

貞観元年

是歳、伝燈大師位行教国家祈請ノ為メニ、八幡大菩薩ヲ石清水ニ移シ奉ルと載せる。本書は、1939年に田中弘清氏により執筆されたものである。1997年に田中恆清氏によって再版されたものである。

- 26) 同上書、392ページ。括弧内は割注。

- 27) 西田長男「石清水八幡宮の樹立」中野幡能編『民衆宗教史叢書 第二巻 八幡信仰』雄山閣、1983年所収、177ページ。

- 28) 黒板勝美・国史大系編修会編輯『新訂増補 国史大系 日本三代実録 前編』吉川弘文館、1989年、75ページ。

- 29) 同上書、154ページ。

- 30) 西田、前掲論文、174ページ。

- 31) 黒板勝美・国史大系編修会編輯『新訂増補 国史大系 日本三代実録 後編』吉川弘文館、1973年、380ページ。

- 32) 中野幡能『八幡信仰』塙書房、1985年、148ページ。

- 33) 『都名所図絵 前朱雀』六丁ウ。本版本は、安永九(1780)年の初版本、全六巻を使用している。本書、「巻之六 後玄武」に付される奥付には以下の通り記されている。

画工 浪花春朝斎竹原信繁

印 印

安永九年 子中秋	彫工	京師	長島六右衛門 山本長左衛門 伊沢又治郎
	同	浪花	藤江喜平次 岸本彦右衛門
			京寺町五条上ル丁
	書林		吉野屋為八梓

- 34) 同上書、六丁ウ。同書が記す八幡の神号の由来は割注書によって以下のように明記される。

筑紫筥崎駿松の下に八旒の幡降る赤幡四旒白幡四旒則此所に社を建て正八幡大菩薩と崇め奉る又一説には和氣清磨に託してわれは菅田八幡丸とぞ名乗給ふなり当社は行教の勧請より両部にして光を和らげ利益の塵を同じうし給ふしかはあれど令幣使の御ときは唯一の神道にて諸事執行ありけるとなり

- 35) 辻・村上・鷲尾(1983)、前掲書、251ページ。

なお、「石清水神社神仏分離報告書」は、「幕府時代の状況及び佛教関係の建築物」に関する報告書である。八幡大神三所を掲げた後に、「然るに内陣には仏教的装置がしてあつた、その図像器具の安置せられたるもの、次

の如くである。」として

本社内陣

阿弥陀仏金剛像一体（丈一尺八寸）厨子に安置

七社宝殿（高二尺余，巾一尺八寸余，行一尺八寸余，内惣押金）以下略

と記されている。

36) 宮地直一『宮地直一論集5 神道史序談・神道史I』蒼洋社，1984年，147ページ。

37) 太ゴチは『都名所図絵』において確認できた建築物である。

『山城綴喜郡誌』（京都府教育会綴喜郡部会編纂兼発行，1908年）には，旧蹟として，

明治初年の兵火により灰燼に帰す

高良社 極楽寺（阿弥陀靈像のみ火災を免れ善法律寺に安置）神宮寺

明治初年神仏分離の時撤去

護国寺 宝塔院（里俗琴堂と云う）大塔 愛染明王堂 開山堂 太子堂

明治5年神社の革新のため撤去

滝本堂（附松花堂）

を載せている。

38) 辻・村上・鷺尾（1983），前掲書，277-278ページ。

39) 同上書，278ページ。ルビは，執筆者が付したものである。

40) 本書についての概略は，日本歴史文化学会誌『風土と文化』第3号所載拙著「博覧会都市と庭園ホテル—近代京都というローカル・カルチャー」においてふれてある。

41) Kakuma YAMAMOTO, *The Guide to the Celebrated Places in Kyoto & The Surrounding Places*, 1873, p.30, Kyoto, ; Niwa

簡約文を挙げておけば，以下のような内容となる。

京都市の西南に位置する八幡の石清水八幡宮は，この国を神として統治した偉大な天皇を祀るために，清和天皇によって創建された。

この神社は淀の南西の小高い丘にあるため，淀川を大坂から伏見へ上る舟からも見える。

八幡宮の建物は極めて荘厳で豪華で，この国の最も崇拜される人々を祀った神社の一つであるといわれる。

三条からここへは約四里。

42) 新修京都叢書刊行会『新修京都叢書第12巻 京城勝覧』臨川書店，1971年，622ページ。

43) 同上書，642-643ページ。

44) 菊池靖彦他校注・訳『新編 日本古典文学全集 土佐日記』小学館，1995年，52ページ。

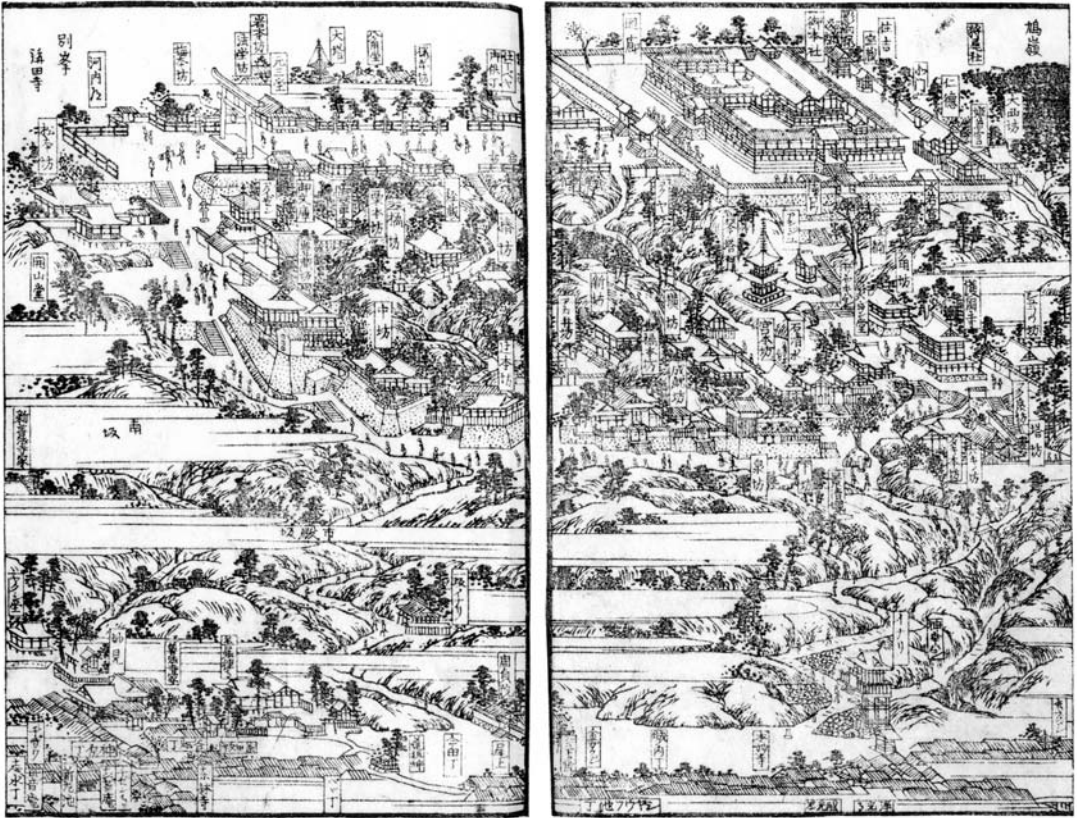
45) 前掲拙論。

46) その典型が，8月15日に営まれる放生会である。社僧が中心の祭礼である。放生会についての起源は諸説あるが，宇佐の放生会は神社における行事として最古の儀礼である。八幡神が石清水に勧請されるにともない仏教的神事として盛大になった。近代の神祇院は「特殊神事」として認めるところである。

文政三（1820）年刊行された石清水八幡宮所蔵『細見 男山放生会図録』には，その詳細が納められている。当該版本については，別の機会に詳述することとしたい。

『洛陽名所集』には，石清水八幡宮の放生会について以下のように記されている。

石清水の放生会は。八月十五日也。年ごとに八月朔日より。十五日にいたりて。人を諸処につかはし。数十万の魚買とり。山下の小河にはなちたすく。さて十五日の早朝に。供養のため。神輿を山下におろし。祠官おのおの衣服をよそほひ。伶人伎楽を奏し。供奉の体すなほに。きびしくて。法会罷てのち神輿を山上にかへし奉り。祠官また浄衣を着し。白枝をつ江につき。草鞋をはき侍りて。葬儀に准しけりこの日。朝廷より上卿宰相弁衛府



出所)『細見 男山放生会図録』

を男山につかひ向かはしめ。内蔵寮使宣命をうけ侍りぬ。延久二年より。行幸の儀式に准じ六府已下供奉しけり。

本論文を作成するにあたっては、石清水八幡宮宮司田中恆清氏のもと、同宮禰宜西中道氏から極めて貴重な未公開資料の提供及び、ご教示を受けた。謝して御礼を申し上げる次第である。

(2002年8月30日受付)

(2002年12月20日掲載決定)